

製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、製造物の欠陥によって損害が生じた場合における製造者等の損害賠償の責任その他必要な事項について定めることにより、製造物の欠陥による被害の救済を図り、もって消費者の保護に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

- 1 この法律において「製造物」とは、人が製造をした動産をいうものとする。
- 2 この法律において「製造」には、加工を含み、栽培、増殖及び飼養を含まないものとする。
- 3 製造物が他の動産又は不動産の一部を構成することとなった場合の当該製造物に係る部分は、製造物とみなすものとする。
- 4 この法律において「欠陥」とは、製造物が、その通常予期される使用に際し、消費者が正当に期待し得べき安全性を欠いていること(当該製造物に関する説明、指示、警告その他の表示を欠くこと又はその表示

が不適切であることにより消費者が正当に期待し得べき安全性を欠くこととなる場合を含む。)をいうもの
とすること。

5 この法律において「製造者等」とは、次に掲げる者をいうものとする。

一 製造物の製造を行った者

二 製造物の輸入を行った者

三 製造物(その容器及び包装を含む。第三1の四において同じ。)に自己の氏名又は名称、商標その他の
標示を付すことにより、自己を一若しくは二に掲げる者として表示し、又は自己がこれらの者と認めら
れ得る表示をした者

6 この法律において「供給者」とは、製造物の販売、賃貸その他の供給を業として行った者(製造者等を除
く。)をいうものとする。

(第二条関係)

第三 無過失責任

1 製造物の欠陥により他人に損害(他人の事業について生じた損害(その者が事業を行う個人である場合に

あっては、その生命又は身体が害されることにより生じたものを除く。)を除く。以下同じ。)を生じたときは、当該製造物の製造者等は、その損害を賠償する責めに任ずるものとする。ただし、当該製造者等が次のいずれかに該当する事実を証明したときは、この限りでないものとする。

- 一 当該製造物を自己の意思により流通に置いたのではないこと。
- 二 第二五の一に掲げる者にあつては、当該製造物の製造をしこれを流通に置くことを業として行つたのではないこと。
- 三 第二五の二に掲げる者にあつては、当該製造物の輸入をしこれを流通に置くことを業として行つたのではないこと。
- 四 第二五の三に掲げる者にあつては、当該製造物に第二五の三の標示を付してこれを流通に置くことを業として行つたのではないこと。
- 五 当該製造物が他の動産又は不動産の一部を構成する場合にあつては、当該製造物の欠陥が専ら当該他の動産若しくは不動産の構造又は当該他の動産の製造若しくは当該不動産の建設若しくは造成を行つた者の指示に起因して生じたこと。

2 1の製造物の欠陥は、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時において存在していたものであることを要するものとする。

(第三条関係)

第四 連帯責任

この法律の規定により同一の損害につき賠償する責任を負う者が二以上ある場合には、各人は、連帯して賠償する責任を負うものとする。

(第四条関係)

第五 欠陥の推定

1 製造物を合理的に予期される方法で使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合において、当該損害がそのような使用によっては通常生ずべき性質のものでないときは、当該製造物に欠陥があったものと推定するものとする。

2 損害が発生した時において存在していた製造物の欠陥は、当該損害の発生の際において製造物を使用していた者がその使用に係る期間を通じ当該製造物を通常予期される方法で使用していたと認められる

場合には、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時から存在していたものと推定するものとする
と。

(第五条関係)

第六 因果関係の推定

製造物に欠陥が存在する場合(第五 1 により欠陥があったものと推定された場合を除く。)において、当該製造物の使用に際し、当該欠陥により通常生じ得る損害と同一の損害が生じたときは、当該損害は当該欠陥によって生じたものと推定するものとする。

(第六条関係)

第七 供給者に対する告知の請求及び供給者の責任

- 1 製造物の欠陥により損害が生じたときは、被害者は、当該製造物の供給者に対し、当該製造物の製造者等又は当該供給者より前の供給者を特定するために必要な事項を告知するよう請求することができるものとする。
- 2 1 の請求があった日から三月以内に、当該請求をした者に対し、当該製造物の製造者等(当該製造物が輸

入されたものである場合にあっては、輸入を行った者又は輸入された製造物について第二五の三の表示をした者。3において同じ。)又は当該供給者より前の供給者の氏名又は名称及び住所等これらの者のうちのいずれかを特定するに足りる事項の告知がされなかったときは、当該請求を受けた供給者は、当該製造物の製造者等が負う責任と同一の責任を負うものとする。

3 2にかかわらず、当該製造物の製造者等について第三一の一から五までのいずれかに該当する事実の証明があったときは、2の供給者は、2に定める責任を負わないものとする。

4 2により損害を賠償した供給者は、第三一の損害賠償の責任を負う製造者等に対し、その賠償した額の全部につき求償することができるものとする。

(第七条関係)

第八 賠償についてのしんしゃく

損害の発生に関して被害者に重大な過失があったときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるについて、これをしんしゃくすることができるものとする。

(第八条関係)

第九 責任期間

- 1 製造者等又は供給者は、製造者等が製造物を流通に置いた日(供給者にあつては、その製造物の製造者等のうち当該製造物を最後に流通に置いたものがこれを流通に置いた日。以下この項において同じ。)から二十年を経過したときは、当該製造物に係る第三 1 又は第七 2 の責任を負わないものとする。ただし、製造者等が製造物を流通に置いた日から二十年を経過する日までの間(2 において「責任期間」という。)に被害者から裁判上の請求がされたときは、この限りでないものとする。
- 2 長期間にわたる人体への蓄積、作用又は潜伏の後に人の生命又は身体を害する性質の物を含むため、その欠陥による損害が責任期間を超えて生じ得るような製造物については、1 は適用しないものとする。

(第九条関係)

第十 消滅時効

第三 1 又は第七 2 による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が製造物の欠陥、損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅するものとする。

(第十条関係)

第十一 被害者に不利な特約の無効

この法律の規定に反するあらかじめなされた特約で被害者に不利なものは、無効とするものとする。

(第十一条関係)

第十二 他の法律との関係

- 1 第三 1 及び第七 2 に定める責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定によるものとする。
- 2 この法律の規定は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第三条の適用がある損害については、適用しないものとする。

(第十二条・第十三条関係)

第十三 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に製造物の欠陥により生ずる損害について適用するものとする。

(附則関係)